

保存期間：10年
(2031年末)
令和3年3月30日

資料	3
----	---

国税審議会・各分科会の概要及び最近の活動状況

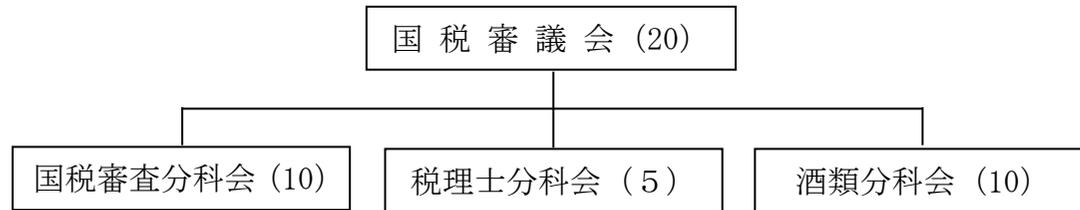
国 税 審 議 会 の 概 要

1 概要

平成 13 年 1 月 6 日の中央省庁等改革に伴い、それまで国税庁に設置されていた国税審査会、税理士審査会及び中央酒類審議会の三つの審議会が統合され国税審議会が発足した。

国税審議会は、20 人以内の委員で組織することとされており、その分科会として、国税審査分科会、税理士分科会及び酒類分科会の三つの分科会が置かれている。

(国税審議会の組織)



(注) 括弧内の数字は、定員を示す。

2 所掌事務

- (1) 国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う場合等で、国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合等における審議 (国税通則法第 99 条)
- (2) 税理士試験の受験資格の認定、試験科目の一部免除の認定、税務職員等に係る研修の指定及び執行 (税理士法第 5 条、7 条、8 条、12 条)
- (3) 税理士の懲戒処分等の審議 (税理士法第 47 条)
- (4) 酒税の保全のため酒類業者に対し命令を発する場合、公正な取引の基準、酒類の製法・品質等の表示の基準及び重要基準の審議 (酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 85 条、第 86 条の 8)
- (5) 酒類業者における酒類の製造 (又は輸送) に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分である場合における指示 (又は勧告) 後の命令、酒類業者が酒類容器の分別回収に関する表示事項を表示しない等の場合における勧告後の命令及び酒類小売業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が著しく不十分である場合における勧告後の命令にあたり意見を述べること (エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 17 条第 5 項、第 28 条第 5 項、第 39 条第 5 項、第 112 条第 3 項及び第 116 条第 3 項、資源の有効な利用の促進に関する法律第 25 条第 3 項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第 7 条の 7 第 3 項)

3 最近の活動状況

回次	開催日	議題
第21回	令和2年10月27日	<ul style="list-style-type: none">○ 各分科会の最近の活動状況○ 税務行政の現状と課題○ 国税審議会議事規則等の改正について

国税審査分科会の概要

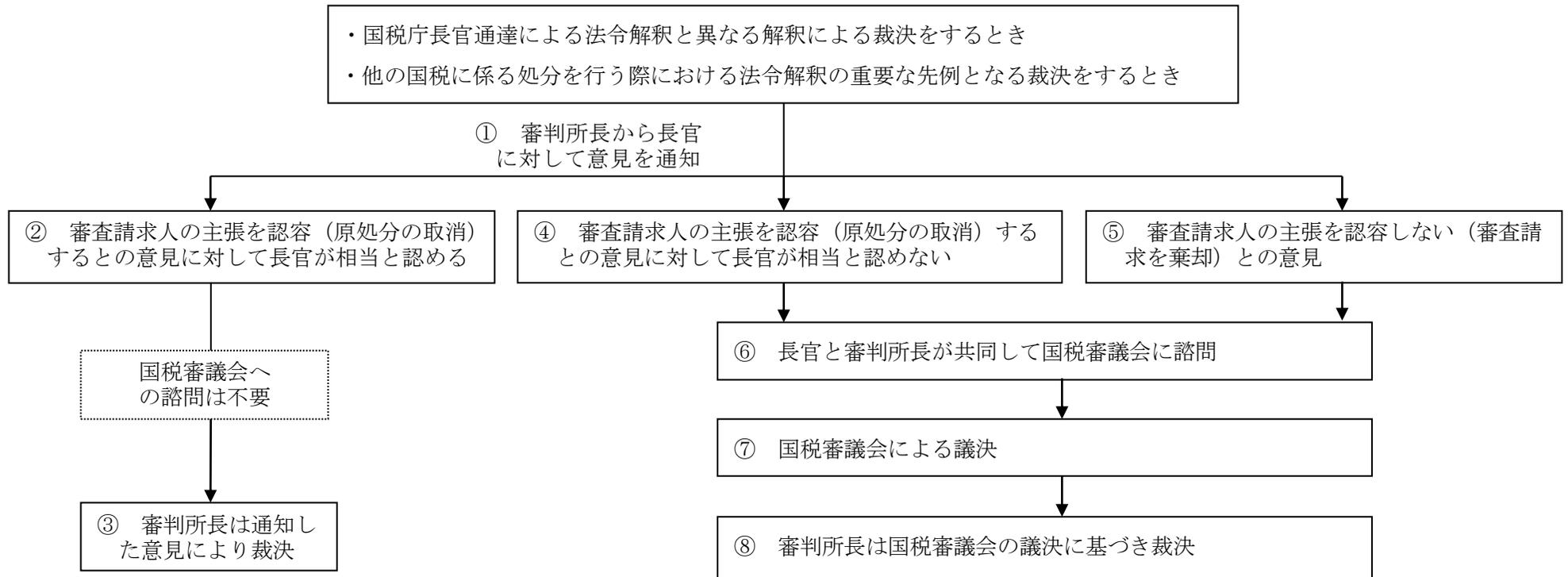
1 組織

国税審議会委員のうち、財務大臣が指定した委員 10 人以内で組織

2 所掌事務

国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う場合等で、国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合等における審議（国税通則法第 99 条）

（国税審議会に諮問される場合）



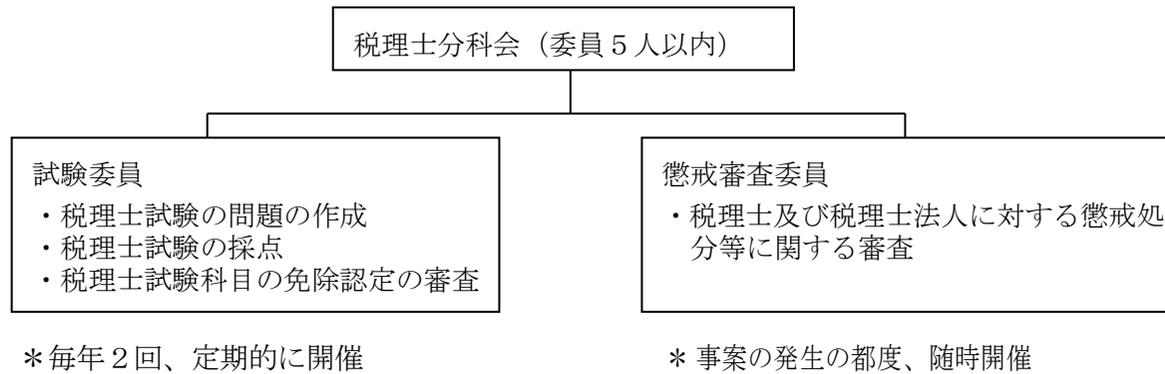
3 最近の活動状況

回次	開催日	議題
第12回	平成31年3月13日	○ 分科会長互選 ○ 国税不服審判所の概要等

税理士分科会の概要

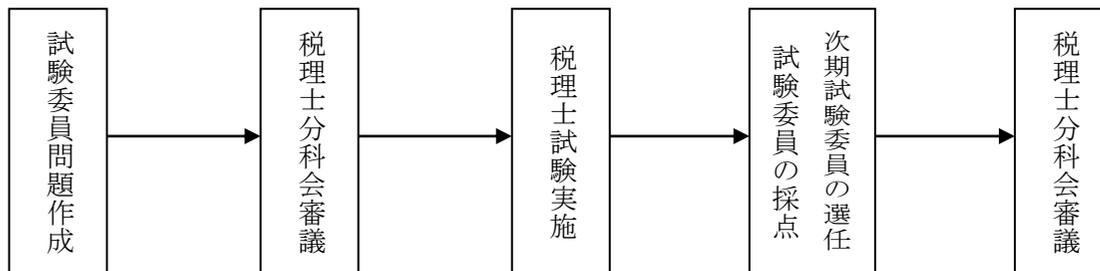
1 組織

国税審議会委員のうち、財務大臣が指名した委員5人以内で組織（試験委員及び懲戒審査委員は、税理士分科会に属する。）



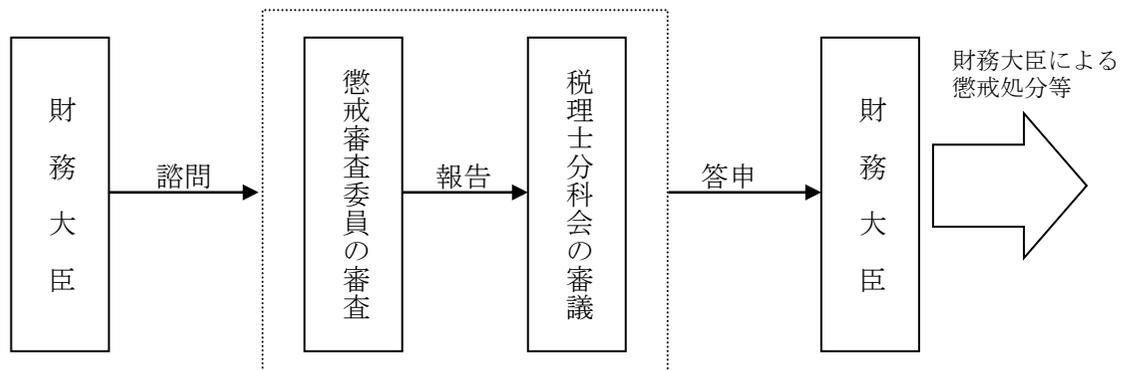
2 所掌事務

- (1) 受験資格の認定（税理士法第5条）
- (2) 試験科目の一部免除の認定（税理士法第7条）
- (3) 税務職員等に係る研修の指定（税理士法第8条）
- (4) 税理士試験の執行（税理士法第12条）



(5) 税理士の懲戒処分等の審議（税理士法第 47 条）

税理士の懲戒処分等（戒告、2年以内の税理士業務の停止、税理士業務の禁止）について、財務大臣の諮問に基づき審議



3 最近の活動状況

回次	開催日	議 題
第95回	令和2年12月10日	<ul style="list-style-type: none">○ 令和2年度（第70回）税理士試験の結果等○ 令和元年度指定研修の検証等○ 令和3年度（第71回）税理士試験○ 税理士の懲戒処分

酒 類 分 科 会 の 概 要

1 組織

国税審議会委員のうち、財務大臣が指名した委員 10 人以内で組織

2 所掌事務

- (1) 酒税の保全のため、酒類業者に対し命令を発する場合の審議（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 85 条）
- (2) 公正な取引の基準、酒類の製法・品質等の表示の基準又は重要基準の審議（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 8）
- (3) 酒類業者における酒類の製造（又は輸送）に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分である場合における指示（又は勧告）後の命令にあたり意見を述べること（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 17 条第 5 項、第 28 条第 5 項、第 39 条第 5 項、第 112 条第 3 項及び第 116 条第 3 項）
- (4) 酒類業者が酒類容器の分別回収に関する表示事項を表示しない等の場合における勧告後の命令にあたり意見を述べること（資源の有効な利用の促進に関する法律第 25 条第 3 項）
- (5) 酒類小売業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が著しく不十分である場合における勧告後の命令にあたり意見を述べること（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第 7 条の 7 第 3 項）

3 最近の活動状況

回次	開催日	議 題
第 20 回	平成 31 年 3 月 13 日	<ul style="list-style-type: none">○ 分科会長互選、分科会長代理指名○ 酒類行政における最近の取組等○ 未成年者飲酒防止に関する表示基準を定める件の一部改正等○ ビール業界における CO2 排出量削減の取組みについて○ 地理的表示部会の閉会等